

横浜地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 公売白紙解除の上支払済金員返還請求事件

国側当事者・国(厚木税務署長)

令和4年6月29日却下・確定

判 決

原告	X
被告	厚木税務署
同代表者署長	木本 正樹
指定代理人	笠間 那未果
同	濱辺 希
同	井坂 景子
同	石渡 隆
同	松田 朋子
同	野田 洋正
同	吉川 将広
同	坂本 美和子
同	久保寺 勝
同	中島 俊宏
同	山田 千絵
同	加藤 良典
同	日置 和広

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、139万4227円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、厚木税務署長が行った公売により土地を買受けた原告が、公売公告の内容が事実と異なっており、土地の利用は不可能であるとして、公売を白紙解除の上、被告(厚木税務署)に対し、支払済みの買受代金139万4227円の返還を求めるというものであり、実質的当事者訴訟として提起されたものと解される。

2 当事者の主張

(1) 原告の主張する請求原因

別紙1ないし3のとおりである。

(2) 被告の本案前の主張

厚木税務署は、財務省設置法24条、財務省組織規則544条に基づいて設立された行政機関であり、当事者能力ないし当事者適格を有しないから、厚木税務署を被告として金員の支払を求める本件訴えは不適法である。

第3 当裁判所の判断

- 1 実質的当事者訴訟は、公法上の権利義務の存否に関する訴訟であるから、その当事者は、権利義務の帰属主体に限られる（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法28条）。

原告は、第1回口頭弁論期日において、本件の被告が行政官署としての厚木税務署である旨述べており、原告が厚木税務署を被告として本件訴えを提起する意思を有していることは明らかである。しかるところ、厚木税務署は、財務省の所掌事務の一部を分掌させるために設置された国の行政機関にすぎず、国から独立して権利義務の帰属主体となるものではないから、実質的当事者訴訟と解される本件訴えの被告とはなり得ない。本件訴えは、被告とはなり得ない厚木税務署を被告として提起されたものであって、不適法な訴えといわざるを得ない。

- 2 したがって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部
裁判長裁判官 岡田 伸太
裁判官 柵木 澄子
裁判官 蛭原 優夏

紛争の要点（請求の原因）

後記、土地は被告の公売により平成26年12月2日に買受けましたが、別紙、重要詳細でもある（留意事項④）には事実とは大きく異なるために土地利用は不可能であります。よって、公売白紙解除の上、支払済金員の返還請求をする。留意事項の④は、土地の境介については隣接土地所有者と協議してくださいとのことですが、本件土地には接面した道路（私道）はありません。しかし、接面道路（私道）利用について協議することを前提として道路があると云っている。よって、間違った事項である。

記

土地、所在 神奈川県厚木市●●

地番 ●● 地積 57.07 m² 縄縮みあり

と

地番 ●● 地積 53.27 m²

地目 宅地

請求の内訳	公売価格	¥1,330,000-	} 合計 ¥1,394,227-
	登録免許税	¥62,500-	
	郵便料	¥1,727-	

令和●●年（〇〇）第●●号 公売白紙解除の上支払済金員請求事件

原告 X

被告 厚木税務署

公売解除理由書

令和4年3月14日

横浜地方裁判所第1民事合議A係御中

申立人 X

- 1 公売白紙解除の上支払済金員返還請求をする
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

記

- 1、訴えの請求理由については厚木税務署公売により
公売財産（売却区分番号 厚木●●）後記所在土地を買受け
平成26年11月25日に厚木税務署歳入歳出外現金出納財務事務官●●殿に
公売保証金¥200,000－同年11月26日残金¥1,130,000－と登録免許税
¥64,227－合計¥1,394,227－を支払い所有権移転登記を受けました。
従って、財務省や国税局でもあるが厚木税務署財務事務官の取扱いであった。
- 2、公売による留意事項④の隣接する土地所有者はアパート建物の居住者専用
通路であり他の土地利用者のために私道許可を承諾しない回答であった。
- 3、被告の留意事項④は接面道路（私道）を利用については道路所有者とそれぞれ
協議をしてくださいと云っているが留意事項⑤同様に専門的な調査は
行っていませんとは記載されていない。
留意事項⑤では土壌汚染やアスベストなどの専門的な調査は行っていませんと
記載されているが、憶測であるが留意事項④には記載がないのは調査を
されることにより道路に関して事実が明らかになることで
接面道路が根拠のない架空の説明であることが判明すると思ったからである。
したがって、本公売は正当性がなく不適合であり瑕疵担保責任期間でもある。
よって、公売白紙解除の上支払済金員返還の判決を求める。

4、

(土地)

1 所在 神奈川県厚木市●●

地番 ●●

地目 宅地

地積 57.27 m²

2 所在 神奈川県厚木市●●

地番 ●●

地目 宅地

地積 53.27 m²

令和●●年(〇〇)第●●号 公売白紙解除の上支払済金員請求事件
原告 X
被告 厚木税務署

公売解除理由書 (2)

令和4年4月26日

横浜地方裁判所第1民事合議A係御中

申立人 X

- 1 公売白紙解除の上支払済
金員返還請求をする
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

記

- 1、公売による宅地には、接する道路は無いにも拘わらず
公売、留意事項④の説明は「接面道路(私有)の利用については道路所有者と
それぞれ協議してください」と述べているが道路は元々存在せず
公売宅地には接した道路は無いので虚偽説明と思わざるを得ない。
尚、接した道路が無い為、建築は不可能である。
よって、本件公売は正当な取引ではないので公売白紙解除の上支払済金員
返還の判決を求める。
- 2、土地の所在地は公売解除理由書(1)と同じである。